

令和3年度及び令和4年度における情報公開条例
及び個人情報保護条例の運用の状況について

1 令和3年度及び令和4年度における情報公開条例の運用の状況

※令和4年度分については、令和5年2月末日時点

(1) 公文書の開示の請求件数及びその処理状況

詳細については別紙1-1、別紙1-2を参照

(単位：件)

年 度	実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況					取 下 げ	
			開 示	部 分 開 示	不 開 示				却 下
					不 開 示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否		
令 和 3 年 度	広 域 連 合 長	4	3	1	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	4	3	1	0	0	0	0	0
令 和 4 年 度	広 域 連 合 長	2	2	0	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	2	2	0	0	0	0	0	0

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

区 分	件 数	処 理 状 況					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	継 続 審 議
令和3年度申請分	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度申請分	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

2 令和3年度及び令和4年度における個人情報保護条例の運用の状況

※令和4年度分については、令和5年2月末日時点

(1) 保有個人情報の開示の請求等の状況

① 保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

詳細については別紙2-1、別紙2-2を参照

(単位：件)

年 度	実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況					取 下 げ	
			開 示	部 分 開 示	不 開 示				却 下
					不 開 示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否		
令 和 3 年 度	広 域 連 合 長	33	28	5	0	1	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	33	28	5	0	1	0	0	0
令 和 4 年 度	広 域 連 合 長	40	38	2	0	7	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
	監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	40	38	2	0	7	0	0	0

※1つの請求に対し複数の処理状況の発生したケースがあるため、請求件数と処理状況の計は一致しない。

② 保有個人情報の訂正の請求

令和3年度 0件

令和4年度 0件

③ 保有個人情報の利用停止の請求

令和3年度 0件

令和4年度 0件

(2) 審査請求の件数及びその処理状況

(単位：件)

区 分	件 数	処 理 状 況					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	継 続 審 議
令和3年度申請分	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度申請分	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
1	R3. 7. 5	①後期高齢者医療保険料滞納繰越分収納率 ②後期高齢者医療・自治体別の滞納処分状況 ③短期被保険者証の交付状況 ④健康診査受診者数と受診率	保険課	開示
2	R3. 7. 30	令和3年度及び令和4年度の「福岡県後期高齢者医療広域連合レセプト点検等業務委託」における全てのプロポーザル参加業者名ならびに見積金額や企画提案書が分かる公文書	総務課 保険課	部分開示
3	R3. 12. 6	①後期高齢者医療保険料滞納繰越分収納率 ②後期高齢者医療・自治体別の滞納処分状況 ③短期被保険者証の交付状況 ④健康診査受診者数と受診率	保険課	開示
4	R3. 12. 16	①コロナウイルス感染症を起因とする傷病手当金の支払い件数と金額（市町村ごと） ②コロナウイルス感染症を起因とする保険料、窓口一部負担金の減免、減額の件数と金額（市町村ごと）	保険課	開示

【部分開示】（全1件）

内 容：令和3年度及び令和4年度の「福岡県後期高齢者医療広域連合レセプト点検等業務委託」における全てのプロポーザル参加業者名ならびに見積金額や企画提案書が分かる公文書

処 理：法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることを理由に、契約者以外の参加事業者の名称及び見積金額に係る文書並びに全ての参加事業者の企画提案書を不開示とする部分開示を決定し、実行した。
（福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第1項第2号を適用）

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
1	R4.9.2	(令和3年度)後期高齢者医療・自治体別の滞納処分状況	保険課	開示
2	R4.10.11	①後期高齢者医療の被保険者数 ②2022年10月から始まった制度改正により、窓口負担が2割に変更となった数 ③当初1割負担の数(変更前の総数) 福岡市全体と福岡市の各行政区について	保険課	開示

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
1	R3. 4. 9	診療報酬明細書等（平成29年2月～平成29年5月、令和2年6月～令和2年9月）	保険課	開示
2	R3. 4. 30	故人に係る振込情報等（平成23年1月～平成28年9月）	保険課	部分開示
3	R3. 5. 10	故人に係る振込情報等（平成20年1月～令和2年7月）	保険課	部分開示
4	R3. 6. 21	故人に係る受診履歴等（平成28年1月～令和2年1月）	保険課	開示
5	R3. 6. 23	故人に係る受診履歴等（平成31年1月～令和3年4月）	保険課	開示
6	R3. 7. 15	診療報酬明細書等（令和元年7月～8月、10月、令和元年8月～10月）	保険課	開示
7	R3. 8. 10	故人に係る受診履歴等（平成24年1月～平成26年12月）	保険課	開示
8	R3. 8. 10	故人に係る医療費明細等（平成29年1月～平成30年12月）	保険課	開示
9	R3. 8. 17	故人に係る葬祭費等	保険課	部分開示
10	R3. 8. 19	故人に係る受診履歴等（平成27年11月～令和2年6月）	保険課	開示
11	R3. 8. 26	受診履歴等（平成28年1月～平成28年12月）	保険課	開示
12	R3. 8. 26	診療報酬明細書等（平成29年12月～平成30年4月）	保険課	開示
13	R3. 9. 16	故人に係る受診履歴等（令和3年1月～令和3年6月）	保険課	開示
14	R3. 9. 21	診療報酬明細書等（～令和2年6月）	保険課	開示
15	R3. 10. 7	故人に係る受診履歴等（令和3年1月～令和3年6月）	保険課	開示
16	R3. 10. 20	受診履歴等（令和3年3月～令和3年6月）	保険課	開示
17	R3. 11. 8	故人に係る受診履歴等（平成28年1月～平成28年11月）	保険課	開示
18	R3. 11. 11	故人に係る受診履歴等（令和3年4月～令和3年8月）	保険課	開示

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
19	R3. 11. 26	故人に係る受診履歴等（平成21年8月～平成28年12月）	保険課	開示
20	R3. 11. 24	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～平成26年8月）	保険課	開示
21	R3. 11. 29	故人に係る受診履歴等（令和3年1月～令和3年9月）	保険課	開示
22	R3. 12. 15	故人に係る過去5年間の現金給付状況	保険課	部分開示
23	R3. 12. 16	故人に係る受診履歴等（平成28年7月～令和3年10月）	保険課	開示
24	R3. 12. 16	故人に係る受診履歴等（平成26年4月～平成28年12月）	保険課	開示
25	R3. 12. 23	故人に係る受診履歴等（平成21年1月～令和2年1月）	保険課	開示
26	R4. 1. 17	故人に係る受診履歴等（平成26年3月～平成31年3月）	保険課	開示
27	R4. 1. 21	高額介護合算療養費（令和元年7月～令和2年8月） 払戻しがある場合、支給内容及び窓口相談	保険課	部分開示 不存在
28	R4. 2. 14	診療報酬明細書等（平成28年7月～令和3年12月）	保険課	開示
29	R4. 3. 1	診療報酬明細書等（令和元年10月～12月、令和2年10月）	保険課	開示
30	R4. 3. 3	故人に係る受診履歴等（平成20年11月～令和3年3月）	保険課	開示
31	R4. 3. 9	診療報酬明細書等（令和3年11月、令和3年12月）	保険課	開示
32	R4. 3. 10	故人に係る受診履歴等（平成24年11月～平成28年1月）	保険課	開示
33	R4. 3. 30	故人に係る受診履歴等（令和3年12月～）	保険課	開示

【部分開示】（全5件）

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：広域連合からの振込について

処 理：被保険者及び請求者以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示とした。

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る医療費、葬祭費等の振込先口座情報（支給日及び支給金額を含む）
について

処 理：被保険者及び請求者以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示とした。

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る葬祭費申請書について

処 理：被保険者及び請求者以外の人物の情報を不開示とする部分開示とした。

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る過去5年間の現金給付状況について

処 理：被保険者及び請求者の高額療養費等の支給実績の有無を開示、被保険者及び請求者以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示とした。

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る高額療養費支給決定書について

処 理：支給実績の有無を開示、請求者以外の人物の振込先口座情報を不開示とする部分開示とした。

【不存在】（全1件）

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る高額療養費の窓口相談内容について

処 理：窓口における相談記録無のため不存在とした。

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
1	R4. 5. 11	診療報酬明細書等（平成30年12月～令和4年3月）	保険課	開示
2	R4. 6. 2	故人に係る受診履歴等（平成28年10月～令和3年10月）	保険課	開示
3	R4. 6. 7	診療報酬明細書等（令和3年8月～令和4年3月）	保険課	開示
4	R4. 6. 20	故人に係る受診履歴等（平成25年1月～令和4年2月）	保険課	開示
5	R4. 6. 27	故人に係る受診履歴等（平成25年8月～平成25年10月）	保険課	開示
6	R4. 7. 13	故人に係る受診履歴等（平成24年1月～令和4年1月）	保険課	開示
7	R4. 7. 20	故人に係る受診履歴等（平成24年1月～令和4年1月）	保険課	開示
8	R4. 7. 20	医療費明細等（平成29年10月～平成29年11月）	保険課	開示
9	R4. 8. 5	故人に係る受診履歴等（令和2年1月～令和3年12月）	保険課	開示
10	R4. 8. 5	医療費明細等（令和3年4月～令和3年9月）	保険課	部分開示
11	R4. 9. 9	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～平成23年12月）	保険課	開示
12	R4. 9. 9	故人に係る受診履歴等（平成23年6月～令和元年6月） 及び高額償還額と振込先	保険課	部分開示
13	R4. 9. 14	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～平成28年9月）	保険課	開示
14	R4. 10. 17	受診履歴等（平成23年1月～令和3年12月）	保険課	開示
15	R4. 10. 18	受診履歴等（～令和4年8月）	保険課	開示 不存在
16	R4. 10. 19	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～令和4年4月）	保険課	開示
17	R4. 10. 21	医療費明細等（令和3年8月～令和4年3月）	保険課	開示
18	R4. 10. 27	故人に係る受診履歴等（平成27年2月～令和4年8月）	保険課	開示

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
19	R4. 11. 14	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～令和4年8月）	保険課	開示
20	R4. 11. 17	医療費明細等（令和4年7月～令和4年9月）	保険課	開示
21	R4. 11. 24	故人に係る受診履歴等（平成28年5月～令和4年5月）	保険課	開示
22	R4. 11. 24	受診履歴等（平成29年2月）	保険課	開示
23	R4. 11. 28	医療費明細等（令和3年11月～令和4年7月）	保険課	開示
24	R4. 11. 28	医療費明細等（平成29年12月～平成30年4月）	保険課	開示
25	R4. 11. 29	医療費明細等（令和3年8月）	保険課	開示
26	R4. 12. 5	故人に係る受診履歴等（平成24年7月～令和4年7月）	保険課	開示
27	R4. 12. 13	故人に係る受診履歴等（平成24年1月～令和4年8月）	保険課	開示 不存在
28	R4. 12. 14	故人に係る受診履歴等（平成28年4月～令和4年1月）	保険課	開示
29	R4. 12. 19	故人に係る受診履歴等（平成24年4月～令和2年7月、 平成24年4月～令和3年11月）	保険課	開示
30	R4. 12. 20	故人に係る受診履歴等（平成22年4月～令和元年5月）	保険課	開示
31	R4. 12. 22	診療報酬明細書等（令和4年4月～令和4年8月）	保険課	開示
32	R5. 1. 6	故人に係る受診履歴等（平成20年12月～令和4年9月）	保険課	開示 不存在
33	R5. 1. 19	故人に係る受診履歴等（平成26年4月～平成31年4月）	保険課	開示
34	R5. 1. 23	故人に係る受診履歴等（平成20年4月～平成23年8月、 平成20年4月～平成22年2月）	保険課	開示
35	R5. 1. 23	故人に係る受診履歴等（平成29年1月～令和2年4月、 平成29年1月～令和4年4月）	保険課	開示
36	R5. 2. 1	受診履歴等（平成26年4月～令和3年3月）	保険課	開示 不存在
37	R5. 2. 3	故人に係る受診履歴等（平成24年6月～平成28年5月、 平成26年1月～平成28年12月）	保険課	開示

No	受付日	請求内容	所管課	決定区分
38	R5. 2. 21	故人に係る受診履歴等（平成25年1月～令和4年4月）	保険課	開示 不存在
39	R5. 2. 22	故人に係る受診履歴等（平成26年11月～令和3年5月）	保険課	開示 不存在
40	R5. 2. 28	故人に係る受診履歴等（平成25年5月～令和4年1月）	保険課	開示 不存在

【部分開示】（全2件）

請求者：被保険者本人

内 容：診療報酬明細書について

処 理：診療報酬明細書上、薬を処方するにあたり記載された病名部分を不開示とする部分
開示とした。

※平成17年4月1日付の厚生労働省からの通知に基づき、診療報酬明細書開示
にあたり医療機関へ意見照会を行った結果、薬を処方するにあたり記載した病名
部分を開示することで請求者の生命・身体・健康・生活又は財産を害するおそれ
があると意見があった。

（福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1号を適用）

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る高額療養費償還額と振込先口座情報について

処 理：被保険者以外の人物へ的高額療養費償還額と振込先口座情報を不開示とした。

【不存在】（全7件）

（4件）

請求者：・被保険者（本人） 1件
・被保険者（故人）の子 2件
・被保険者（本人）の成年後見人 1件

内 容：被保険者に係る受診履歴等について

処 理：医療機関利用履歴がないため不存在とした。

（1件）

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る受診履歴等について

処 理：資格喪失（死亡）により医療機関利用履歴がないため不存在とした。

(1件)

請求者：被保険者（故人）の子

内 容：被保険者に係る受診履歴等について

処 理：資格取得日未到達又は医療機関利用履歴がないため不存在とした。

(1件)

請求者：被保険者（故人）の配偶者の成年後見人

内 容：被保険者に係る受診履歴等について

処 理：資格取得日未到達又は医療機関等からの診療報酬明細書データが未到着のため不存在とした。

福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱の制定について

1 制定の概要

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正され、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）が令和5年4月1日から適用されることとなり、それに伴い福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）は廃止する。

本広域連合が保有する死者に関する情報（以下「死者情報」という。）については、これまで保護条例に規定する個人情報に含まれるものと解釈し、当該死者の遺族等に当たる相続人（以下「遺族等」という。）からの開示請求の手続きを行ってきたが、改正法における、個人情報は生存する個人の情報とされており、死者情報はその適用範囲に含まれていないため、今後は死者情報の開示請求の手続きを定めた根拠規定がなくなることとなる。

他方で、情報公開制度としては、福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例において、広域連合が保有する公文書には、「個人情報」として「死者情報」が含まれるものと解釈しており、死者情報も非開示情報として取扱い、原則開示は行っていない。

以上を踏まえ、令和5年4月以降も死者情報を適切に取扱い、遺族等の権利利益を尊重し、遺族等に対し死者情報の開示が可能となるよう、開示請求等の手続きなどその取扱いを定める『福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱』を新たに制定するもの。

2 制定の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日

(案)

福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱

令和5年4月1日
福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二場 公人

(趣旨)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の実施機関が保有する死者に関する情報の取扱いについては、別に定めがあるものを除き、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (3) 死者情報 死者の個人情報をいう。
- (4) 公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (5) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報のうち死者の個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(死者情報の取扱い)

第3条 実施機関は、保有する死者情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときには、遺族等の権利利益を不当に侵害しないよう慎重に配慮しなければならない。

(開示の請求)

第4条 次に掲げる者（以下「遺族等」という。）は、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者に係る保有死者情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は当該死者の血族である父母
- (2) 当該死者の2親等の血族である者（前号に掲げる者がいない場合に限る。）
- (3) 当該死者の相続人である者（前2号に掲げる者を除く。）

2 未成年者又は成年被後見人である遺族等の法定代理人並びに遺族等の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、当該遺族等に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る死者の氏名及び最後の住所又は居所
 - (3) 開示請求に係る死者との関係
 - (4) 開示請求をする者と遺族等との関係
 - (5) 開示請求に係る保有死者情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項
- 2 前項に規定する開示請求書は、保有死者情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。
- 3 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有死者情報の遺族等であること（第4条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有死者情報の遺族等の代理人であること）を示すために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 前項の代理人のうち、遺族等の委任による代理人に対する委任状況等が分かる書類は、死者情報の開示に係る委任状（様式第2号）により行うものとする。
- 5 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求における本人確認手続等)

第6条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第309号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類
- 2 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 第4条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有死者情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（死者情報の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第4条第2項の規定により代理人が遺族等本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該遺族等本人をいう。以下次号、次条第2項及び第13条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有死者情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有死者情報の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示の実施の方法並びに開示を実施することができる日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る死者情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 保有死者情報の全部を開示する旨の決定 保有死者情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有死者情報の一部を開示する旨の決定 保有死者情報部分開示決定通知書（様式第4号）

4 第2項の規定による通知は、保有死者情報不開示決定通知書（様式第5号）又は保有死者情報不存在通知書（様式第6号）により行うものとする。

（開示決定等の期限）

第11条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、保有死者情報開示決定期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例）

第12条 開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの死者情報について開示決定等をする期限

2 前項の規定による通知は、保有死者情報開示決定期間特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 開示請求に係る保有死者情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容及び次の各号に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

（1） 開示請求の年月日

（2） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、その旨、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容及び前項各号に掲げる事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による通知は、保有死者情報の開示請求に係る意見照会書（様式第9

号) により行うものとする。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第16条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、反対意見書に係る保有死者情報の開示決定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(開示の実施)

第14条 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して情報公開条例第9条に定める方法に準じて行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、保有死者情報の閲覧又は視聴をする者が、当該保有死者情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

3 第6条第1項及び第3項の規定は、保有死者情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第15条 前条第1項に規定する写しの交付を受ける者は、別表に定めるとおり、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、特別の理由があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(施行の状況の公表)

第16条 広域連合長は、毎年度、要綱の施行の状況について公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、保有死者情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

区分	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	2 複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 30円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき 10円
3 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 120円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 170円
5 電磁的記録（3の項及び4の項に該当するものを除く。）	1 用紙に出力したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	2 用紙に出力したもの（多色刷り）	1枚につき 30円
	3 CD-Rに複写したもの	1枚につき 80円
	4 DVD-Rに複写したもの	1枚につき 100円
	5 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 1の項、2の項又は5の項の1若しくは2においては、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いる。両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

（表）

保有死者情報開示請求書

年 月 日

（あて先・実施機関名）

様

（遺族等又はその代理人） 請求者	住所又は居所	〒 ー
	（フリガナ）	
	氏 名	
	電話番号	（ ） ー

福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第5条第1項の規定により、次のとおり保有死者情報の開示を請求します。

請求する保有死者情報の内容 （請求する保有死者情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る保有死者情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）		
求める開示の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 窓口・ <input type="checkbox"/> 郵送）
故人の 情報	（フリガナ） 氏 名	
	最後の住所又は居所	
遺族等の区分		① <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 血族である父母 ② <input type="checkbox"/> 2親等の血族である者（①の該当者がいない場合に限る） ③ <input type="checkbox"/> ①及び②を除く相続人
請求者が遺族等の代理人の場合の区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
備考		

- 注 1 あて先には、実施機関名（福岡県後期高齢者医療広域連合長、同選挙管理委員会、同監査委員のいずれか）を記載してください。
- 2 □については、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 請求の際は、開示請求に係る遺族等であること及びその本人（代理人による請求の場合は、代理人自身）であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険証又は個人番号カード等）の提示又は提出が必要です。
- 4 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍謄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提示又は提出が必要です。
- 5 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状等の提出が必要です。
- 6 3及び4の書類は、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限りです。
- 7 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行う場合がありますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 8 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください（当該届出を受理した段階で、取下げがあったものとみなします。）。
- 9 求める開示の希望日については、備考欄を活用ください。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所又は居所と異なる場合のみ記載)

郵便番号..... 送付先..... 電話番号 (.....).....
書類の送付先が請求者欄の住所又は居所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) を提示又は提出してください。
(理由)

【郵送により開示請求をする場合】

- 1 遺族等の本人 (代理人による請求の場合は、代理人自身) であることを証明するために、次に掲げる書類を提出する必要があります (該当する書類に○を付けてください。)
 - (1) 個人の場合 (ア又はイの書類及びウ又はエの書類の提出が必要)
 - ア 法令の規定により交付された書類の写しで、開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているもの
 - ・ 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ 個人番号カード (表面のみ)
 - ・ その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。) (.....)
 - イ アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。) (.....)
 - ウ 住民票 (開示請求の日前30日以内に作成された原本に限る。個人番号の記載があるものは、当該部分を黒塗りする。)
 - エ ウの書類が提出できない場合の書類 (開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。例えば在外公館発行の在留証明や開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書等、括弧の中に具体的に記入してください。) (.....)
 - (2) 代理人が法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
 - ア 開示請求をしようとする者に係る上記(1)ア又はイのいずれかの書類 (括弧の中に具体的に記入してください。) (.....)
 - イ 当該法人の印鑑証明書 (又は印鑑カード) の写し及びそれにより証明される印が押された開示請求をしようとする者への委任状の写し (当該法人の代表者本人が開示請求をしようとする場合、当該委任状の写しは不要)
 - ウ 法人の登記事項証明書 (開示請求の日前30日以内に作成された原本に限る。)
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍謄本その他その資格を証明する書類 (開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。) の提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか委任状その他その資格を証明する書類 (開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。) の提出が必要です。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	課 係
請求者本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード、住民基本台帳カード (住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 (郵送で請求する場合に限る。) <input type="checkbox"/> 法人の印鑑証明書又は印鑑カード <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
法定代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
任意代理人資格確認欄	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
備考	

死者情報の開示に係る委任状

代理人 住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 死者情報の開示請求を行う権限
- 1の開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 1の開示請求に係る開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 1の開示請求に係る開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 1の開示請求に係る死者情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び1の開示請求に係る死者情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- その他要綱で定める事項を申し出る権限及び1の開示請求に係る開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者

（開示請求に係る
死者の遺族等）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置を取ってください。

- 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付する。
- 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し、一に限り発行される書類の複写物を添付する。

※ 不要な文字は、抹消すること。また、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有死者情報開示決定通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第10条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容				
保有死者情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
	場所			
担 当	課 係			
	電話番号 () —			
備 考				

- 注 1 死者情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により担当まで連絡してください。

保有死者情報部分開示決定通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第10条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容				
保有死者情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
	場所			
開示しない部分及び理由	福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第7条第 号に該当			
	該当号	説 明		
担 当	課 係			
	電話番号 () ー			
備 考				

- 注 1 死者情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により担当まで連絡してください。

保有死者情報不開示決定通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第10条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容		
開示しない理由	福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第7条第 号に該当	
	該当号	説明
担当	課 係	
	電話番号 () ー	
備考		

保有死者情報不存在通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、存在しないので、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容	
存在しない理由	
担 当	課 係 電話番号（ ） —
備 考	

保有死者情報開示決定等期間延長通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
担当	課 係
	電話番号（ ） ー
備考	

保有死者情報開示決定等期間特例延長通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第12条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有死者情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの保有死者情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第12条を適用する理由	
担当	課 係
	電話番号 () ー
備考	

保有死者情報の開示請求に係る意見照会書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 印

あなた（貴団体等）に関する情報が含まれている保有死者情報について、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第5条第1項の規定による開示請求があり、当該保有死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同要綱第13条第1項又は第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有死者情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有死者情報の開示決定等に係る意見書」を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有死者情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容		
開示請求の年月日	年 月 日	
要綱第13条第2項に該当する場合	適用理由	
意見書の提出先（事務担当課等）	所在地（〒812-0044） 福岡市博多区千代4丁目1-27 （福岡県自治会館5F） 名 称 福岡県後期高齢者医療広域連合 課 係 電話番号（ ） ー	
意見書の提出期限	年 月 日	
備 考		

保有死者情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

様

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）
（〒 ）

氏名又は名称（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあった保有死者情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有死者情報に含まれている私（当団体等）に関する情報の内容	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

- 注
- 1 本意見書の内容確認等を行う場合がありますので、電話番号欄には、確実に連絡が取れる番号を記載してください。
 - 2 開示についての意見欄には、保有死者情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれかに該当する□にレ印を付けてください。
また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障（不利益）がある部分、(2)支障（不利益）の具体的理由について記載してください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

反対意見書に係る保有死者情報の 開示決定通知書

福高医 第 号
年 月 日

.....様

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

年 月 日付けであなた（貴団体等）から「保有死者情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有死者情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県後期高齢者医療広域連合死者情報取扱要綱第13条第4項の規定により通知します。

開示決定した保有死者情報に含まれているあなた（貴団体等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当	課 係 電話番号（ ） —
備 考	